

鈴の音保育園 運営についてのお知らせ

(重要事項説明書)

令和7年4月1日現在

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 恵泉会
代表者氏名	理事長 後藤 重好
所在地	鶴岡市茅原町28番10号
電話番号	0235-29-5111

2 施設の概要

施設の種類	事業所内保育所 小規模型
施設の名称	鈴の音保育園
施設の所在地	鶴岡市苗津町5番66号
連絡先	電話/0235-33-8455 FAX/0235-33-8199
施設長名	園長 白井 育子
利用定員	満1歳以上満3歳未満の児童 8人 満1歳未満の児童 4人
事業開始年月日	平成28年4月1日

3 連携施設の概要

施設の種類	保育所
施設の名称	鶴岡市立東部保育園
施設の所在地	鶴岡市日出一丁目25番23号
連絡先	電話/0235-22-2142 FAX/0235-64-0731
連携内容	食事の提供に関する支援。嘱託医による健康診断等に関する支援。 屋外遊戯場の利用に関する支援。合同保育に関する支援。後方支援。 行事への参加に関する支援。卒園後の受け入れ園としての支援。

4 事業の目的・運営方針

鈴の音保育園（以下「当園」という。）は、社会福祉法人恵泉会（以下「法人」という。）の事業所内保育所として、法人職員及び地域の保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供にあたっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、法人が管理運営する鶴岡市立東部保育園や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、鶴岡市立東部保育園の保育理念・保育目標・保育の基本方針に基づき、園児の保育や園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

5 施設・設備等の概要

敷地	敷地全体	461.49 m ²	園舎	構造	木造亜鉛メッキ銅板ふき
	園庭	m ²		延べ面積	195.83 m ²
施設の内容	乳児室	3室	ほふく室	1室	
	保育室	1室	遊戯室	1室	
	調理室	1室	沐浴室	1室	
その他設備	冷暖房				

6 職員体制

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		東部保育園長・小堅わんぱくルーム所長と兼務
主任保育士	1	1		
保育副主任	1	1		
保育士	4	3	1	うち1名東部保育園保育士と兼務
事務員	1	1		東部保育園事務員・小堅わんぱくルーム事務員と兼務

当園では、「山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る給付認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る給付認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時まで又は16時から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。）

9 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年厚労省告示第117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 食事の提供

以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食
0歳児	9時15分頃	11時頃	15時頃
1・2歳児	9時15分頃	11時15分頃	15時頃

- ※ 食事は鶴岡市立東部保育園の調理室で調理し、鈴の音保育園に運び、提供します。
- ※ 献立は毎月別途お知らせします。
- ※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

10 利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）
給付認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。
- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

11 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が4月2日で満3歳を超えたとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める給付要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

12 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	今立小児科医院
医師名	今立 明宏
所在地	鶴岡市鳥居町2番30号
電話番号	0235-24-3377

(2) 歯科

医療機関の名称	ふみぞの歯科・矯正歯科
医師名	荻原 敬
所在地	鶴岡市文園町3番6号
電話番号	0235-25-8118

(3) 眼科

医療機関の名称	黒沢眼科医院
医師名	黒澤 久子
所在地	鶴岡市昭和町10番20号
電話番号	0235-24-9638

13 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する緊急連絡先及び医療機関等へ速やかに連絡を行います。

1.4 要望・苦情等に関する相談窓口

(1)当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談 窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 主任保育士 佐藤 朋 ・苦情解決責任者 園長 白井 育子 ・虐待防止責任者 同上 ・ご利用時間 8:30～17:30 ・電話番号 0235-33-8455 ・FAX 0235-33-8199 <p>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。</p>		
第三者委員	蓮池 妙子	鶴岡市大宝寺町6番7号	0235 (22) 2474
	富樫 憲也	鶴岡市日和田町1番18号	0235 (23) 3556

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る意見箱を設置しています。

(2) 虐待防止のための措置

園児に対する虐待を防止し、且つ適切な対応をするために次の措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者の選定
- ② 苦情解決体制の整備
- ③ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

1.5 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める、「洪水時の避難確保計画」により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 ・誘導灯 ・ガス漏れ報知機 ・非常警報装置 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

1.6 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金

当園では、以下の保険に加入しています。

保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
保険の種類	施設賠償責任保険
保険の内容	施設・事業活動遂行事故 1事故 100,000万円 生産物・完成作業事故 1事故 5,000万円

(別 表)

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
行事に係る費用 (保護者分)	保育参加等の給食費	実費相当額

2 時間外保育（延長保育）に係る利用者負担金

① 保育標準時間利用の場合 ありません。

② 保育短時間利用の場合

時 間 帯	金 額	1 カ月の上限額
7 : 3 0 ~ 8 : 0 0	2 0 0 円	2 , 0 0 0 円
1 6 : 0 0 ~ 1 8 : 3 0	3 0 分毎 2 0 0 円	3 , 0 0 0 円

※時間外保育の利用料金について、兄弟 2 人目からは半額となる。

3 その他の利用者負担金

絵本代（月 4 6 0 円）は翌月、日本スポーツ振興センター災害共済加入金（年 2 4 0 円）は 5 月 2 6 日に指定の口座より引き落としとなります。